

第百九十六回国会

参議院農林水産委員会會議録第八号

平成三十年四月三日(火曜日)
午前十時十三分開会

委員の異動

三月二十九日

藤木 眞也君

補欠選任
石井 準一君

三月三十日

石井 準一君

補欠選任
藤木 眞也君

進藤金日子君

林 芳正君

四月一日

林 芳正君

補欠選任
進藤金日子君

出席者は左のとおり。

委員長 岩井 茂樹君
理事 中泉 松司君
中泉 昇治君
舞立 昇治君
舟山 康江君
紙 智子君

委員

磯崎 陽輔君
上月 良祐君
進藤金日子君
野村 哲郎君
平野 達男君
藤木 眞也君
山田 俊男君
小川 勝也君
田名部匡代君
徳永 エリ君
谷合 正明君
横山 信一君

国務大臣

儀間 光男君
森 ゆうこ君
川田 龍平君

副大臣

齋藤 健君

大臣政務官

谷合 正明君

農林水産大臣政務官

上月 良祐君

事務局側

大川 昭隆君

政府参考人

原 邦彰君

内閣官房内閣審議官

澁谷 和久君

内閣官房TPP等政府対策本部政策調整統括官

村上 敬亮君

内閣府地方創生推進事務局審議官

池田 憲治君

総務大臣官房地域力創造審議官

飯田 圭哉君

外務大臣官房審議官

富山 一成君

財務省理財局次長

瀧本 寛君

文部科学大臣官房審議官

宇都宮 啓君

厚生労働大臣官房生活衛生・食品安全審議官

吉永 和生君

厚生労働大臣官房審議官

水田 正和君

農林水産大臣官房長

天羽 隆君

農林水産大臣官房総括審議官

横山 紳君

農林水産省消費・安全局長

池田 一樹君

農林水産省食料産業局長

井上 安司君

農林水産省生産局長

枝元 真徹君

農林水産省経営局長

大澤 誠君

農林水産省農村振興局長

荒川 隆君

水産庁長官

長谷 成人君

国土交通大臣官房審議官

山口 敏彦君

国土交通省水管理・国土保全局長

清瀬 和彦君

本日の會議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○農林水産に関する調査

(農地と農業の意義に関する件)

(TPP II協定に関する件)

(農林水産物・食品の輸出促進策に関する件)

(日台民間漁業取決めに關する件)

(公文書管理に関する件)

○都市農地の賃借の円滑化に関する法律案(内閣提出)

○委員長(岩井茂樹君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

農林水産に関する調査のため、本日の委員会に、理事會協議のとおり、内閣官房内閣審議官原

邦彰君外十九名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

か。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岩井茂樹君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(岩井茂樹君) 農林水産に関する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○小川勝也君 おはようございます。民進党・新緑風会の小川勝也でございます。今日は一般質疑ということで五十分時間をいただきました。よろしくお願ひしたいと思います。

前々から思っていたことを、自分だけの思いなのか、ほかの委員にも共感をいただけるのか、あるいは農林水産大臣の見識はいかがか、そんなことを確認をさせていただければというふうに思います。

まず、先日、財務省の公文書改ざん問題についても大臣の意見を求めましたけれども、まあニュースでしか知り得ませんでしたけれども、防衛省の日報が出てきたということでもあります。これは、たまたま出てきたのか、隠していたのか。これからいろいろ議論がなされるというふうに思いますけれども、私だけではないというふうに思います。すなわち、行政のいわゆるスタイル、国民に物事を知らせないでいるんことを進めていくということが最近始まってきたのではないかなというふうに疑念を抱かざるを得ないというふうに思っています。

経産省で働いた経験があり、そして立法院に身を置きながら、今、農林水産省の責任者になりました大臣の率直な感想をお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(齋藤健君) 防衛省の案件について、私はどういう経緯でこういうことが行われること

になったか、つまびらかに承知しているわけでは
ありませんので、ちよつとコメントがしにくいと
ころではあるんですが、いずれにいたしまして
も、私は、政策がどういう経緯で決定されたか、
それがその過程でどういう意見、反対意見があつ
たかというものをきつちりと残しておいて、後世
の検証に資するということは極めて大事だと思つ
ております。それが途中で改ざんされるというこ
とになれば、後世の歴史の評価というものの確
にできなくなるということだろうと思います。

私も、アメリカで留学しているときに、いかに
記録を残すということが大事かということまで徹底
されている光景もたくさん見てまいりまして、例
えば、ケネディ大統領がキューバ危機のときにど
ういう対応をするかというのが何と録音をされて
おりまして、それが全部大学の授業で。一定期間
が、だから、言えないものは言えない、出せない
ものは出せないでいいと思うんですけども、た
だそれはきちんと残しておくということが大事
で、それが二十年、三十年のその秘密の期間を超
えればそれをきちんと検証していくということは
非常に重要だと思つていますので、こういうこと
が横行しているとは思いませんけれども、改めて
襟を正していかなければいけないというふうに
思つております。(発言する者あり)

○小川勝也君 森ゆうこ委員から今不規則な発言
がありましたけれども、私もそのとおりだと思ひ
ます。やつぱり意図して隠しているという文化が
昨今の内閣、政治に芽生えているのではないかと。
私たち野党議員だけが思つていっているのではな
く、国民全体が政治や行政に不信感を抱かせるよ
うなことがあると、信なくば立たずという言葉も
ありますので、大変な民主主義の危機に瀕してい
るんだというふうに思います。

それから、国権の最高機関ということで、衆議
院と参議院はいろんな議論をさせていたくださ
す。法案の審議もそうでありまして、今日の例え
ば一般質疑の議論もさせていただきます。しか
し、このことはもう取りも直さず行政の側から提

示された資料を基に議論をするわけでありま
すので、あの財務省の改ざんの資料も、いわゆる真実
が明らかにされないままどれだけの時間が議論に
費やされたか。

それから、安全保障問題について言うと、イラ
クからの日報の報告がないまま、いわゆる衆議
院、参議院でそれぞれ安全保障に資する議論をし
てきたわけでありまして、これは、民主主義は
コストが掛かるということでありまして、国民の
皆さんに大きな負担をしていただいて、
我々が国民の代表として選ばれて議論をするわけ
でありまして、その議論の正確性を欠くというこ
とでいうと、まさに後戻りできないわけでありま
すので、大変なことが行われているということ
でありますので、大臣だけではなくて、行政に身
置かざるは心して公文書の管理やあるいは国会
から求められた資料等の提出、しっかりと仕事を
していただければというふうにお願ひをさせてい
たきます。

私は、今日の議論は農地と農業。農地につきま
しては、この国会に提案される法案の中で、農地
を例えばコンクリートで張つても農地だといふこ
とで、農地というのはい何なんだろうというこ
とを自問自答させていただく機会に恵ましまし
た。それから、かねてより、農業の範囲はどこと
どこまでなんだ、これが私のずっと思つてきた
疑念であります。

例えば水田農業、畑作、畑地に大豆が植えられ
ている、これはまさに農業であらうかと思ひま
す。しかし、疑念が生じたのは、いわゆる肉
用牛の多頭肥育、数万頭の肥育をする、それはま
さに農業なんだろうか。それから、もつと先に事
例をつくつていただいたのは養鶏であります。養
鶏というのは、物流が発達する前までは、それぞ
れの地域で少頭数飼つておられるいわゆる養鶏場
があつて、その地域の卵を流通させるといふこ
ろからスタートして農業のカテゴリーに入つてい
たのかなというふうに思つています。しかし、最
近は大規模 数百万羽飼う。これは、まさに野菜

工場、植物工場という言葉が今新たに誕生したと
思つておりますけれども、まさに卵工場なんじゃ
ないかと、こんなふうにも思つてきたわけ
であります。

今日は難しい話をするつもりはありませんの
で、大臣とのやり取りの中でいろいろと頭の体操
をさせていただきたいと思ひます。大臣が考える
農業の範囲はどういう範囲 定義はどういうふう
に解釈しておられますでしょうか。

○国務大臣(齋藤健君) じつくり考えて答弁をし
なくちゃいけないんでしようけれども、農林水産
省の任務ということでお答えをさせていただけれ
ばと思ひますけれども。

農林水産省の任務は農林水産省設置法において
規定をされておまして、一つは食料の安定供給
の確保、それから農林水産業の発展、それから農
山漁村及び中山間地域等の振興、それから農業の
多面的機能にわたる機能の發揮などを図ることが
任務とされているわけでありまして、この任務
を果たすべく我々は仕事をしていくということに
尽きるんだらうと思つております。直接のお答え
はなくて申し訳ないですが。

○小川勝也君 まあ、設置法がありますので、そ
ういうお答えになるんだと思ひます。

今日、お手元に資料を配付させていただきまし
た。私の、この農業政策はどういう観点から発動
させるべきなのかというこの頭の体操を、参議
院の農林水産調査室に表にしていたいたもので
あります。これは必ずしも完成形ではありません
で、いろんな議論の中で進化させていただければ
有り難いというふうに思つてございます。二枚
目は、たまたま付随したデータを作つていただ
いておりますけれども、特に各営農類型の収益性
の比較についても質問の中に取り入れさせていた
だくかもしれません。

今大臣からお答えがありました、食料の安全保
障とこの上向きベクトルに書かせていただいて
おりますけれども、国民に食料を供給する、だか
ら、大事なことで、農林水産省として設置法

に基づいてその食料生産等に応援をする、あるい
は法律を作る、予算を提供する、あるいは補助金
を出す。で、この右側が多面的機能であります。
洪水防止、これは特に水田、物すごく、これは金
額に直しましてもすごい数字になるといふふう
に言われています。あとはこの景観保全。私は余り
好きな表現ではありませんけれども、時の総理大
臣は、美しい田園風景を、はつと息をのむよう
な、こんな表現も使つておるようであります。

それから、大臣がお答えいただきましたけれど
も、私はこの多面的機能の中にやつぱり農村集落
の維持、このコミュニティを守るといふことも
大事な要因だといふふうにも思つておりますけれ
ども、御賛同いただけますでしょうか、大臣。
○国務大臣(齋藤健君) 当然そのように認識して
いるところであります。

○小川勝也君 それで、私の原体験については先
日もお話をさせていただきました。純農村地域で
うちは村の鍛冶屋でありまして、どんどんどん
ん農業者が離農していく、それに付随をして一戸
当たりの経営面積がどんどん大きくなっていくと
いう歴史を私はまざまざと見てきたわけでありま
す。

昨年、農林水産省等からいわゆる提示されてい
るメッセーは、やはり農業の効率を求めるため
に耕地面積あるいは経営面積は大きければ多いほ
どいいんだという、こういうメッセーが伝わつ
てくるわけでありまして。なるほど、北海道と府県
の一戸当たりの経営面積は著しく差がありますの
で、北海道を抜きにして考えるとすれば、まだそ
の議論はあつていいのかなというふうに思つてい
ます。

私は個人的に、北海道を選挙区にしていますの
で、北海道はこれ以上の規模拡大はしてほしくな
いというのが私の偽らざる感想であります。規模
拡大は、その離農された方の後の農地を周りの方
が引き受けて、好むと好まざるにかかわらず繰
り返してきた歴史であります。どんどんどんどん
経営面積が増えるということは、一つは喜びであ

りますけれども、一つは集落の大切な仲間を失うということでもあります。学校に通う子供で考えますと、またクラスメートを失うということでもあります。そして、農地の取引金額はそう高くないと思ひますけれども、それだけ購入するために経営が圧迫されます。なおかつ、農地の面積が増えれば、それに付随していわゆる機械等の設備投資も伴ってくるわけでありまして、いいことばかりではありません。

しかし、様々な施策の応援もあつて、北海道は今、水田もそして畑作も、あるいは酪農も畜産も、それぞれやつと息がついた、いい経営状態まで来ているんだというふうに思ひます。これ以上いわゆる地域の人口が減るとコミュニティの維持が困難になると、私は再三このことをずっと申し上げてきたわけでありまして。学校がなくなれば人が少なくなる、商店がなくなり、あるいは会社の営業所等がなくなる、そしてついには線路まで剥がそうとして、そしてそのうちに、A.T.M.にアクセスする、あるいは医療や介護にアクセスすることが困難になるということが深刻な問題となつていまして、その手前に買物が本当に大変だという農家の方々の声も聞いてくるわけでありまして。

それで、大臣に御質問でありますけれども、私は、この農村だけで物事を論ずるわけにはいかないと思ひます。府県のこれからの農業や農村は、恐らく多分、北海道を追いかけてくるんだらうというふうに思ひます。これまでどおり農村集落を維持しようとしても、いわゆる農業人口の減少、高齢化、どんどんどんどん農業者の人口を減らしていくんだと思ひます。

それで、御質問ですけれども、大臣は、この時代の趨勢に乗って、どんどんどんどん農村の人口は経済的な理由で減るだけずっと減つていけばいいとお考えなのか。あるいは、我々の国は農村もそうでありまけれども全般的に人手不足であります。ですので、農村で、例えば非効率性であるというふうに言われている農業にうちよつと少ない人数で同じ生産を上げてもらうことによつ

て、その余剰人員、余剰労働力はもつと他産業に振り向けてほしいというふうに、まあ誰かが考えているのか。こういうふうには私は疑念を持つてずっと考えてきたわけでありまけれども、見識の高い大臣のお考えをちよつとお伺ひをしたいと思ひます。

○国務大臣(齋藤健君) 私は、現在のような食料自給率の中において、世界はほとんど人口が増えて、世界の食料はどうなるかということも今後はますます深刻な話になっていくと思つておりますので、私は、日本の農業がしっかりと国民に食料を何があつても提供できるような体制を維持し、強化していくということは極めて大事だと思つています。

ただ一方で、御指摘のように、現実問題、人口が減っていくということにどういうふうな、特に地域の集落、中山間地においてどういうふうなそれを立ち向かつていくかということも非常に重要だと思つております。その中で、その集落としての機能を維持し続けていくということが大事だと思つていまして、そのためにはある程度農林水産業でやつぱり稼げる力というものが当然必要になつてくるのだらうということでありまして、ですから、その稼げる力を強化すると同時に、地域を維持するための、もう委員御指摘だと思ひますけれども、様々な政策を合わせて、多面的な政策もそうでありまして、そういうものを組み合わせながら両面から政策を打つていくということが、結果として集落を維持することにもつながつていくんだらうというふうに考えているところであります。

○小川勝也君 ある程度御理解をいただいているなという思いもあるんですけど、ずっと落ちないんですね。やはり、稼げるとか収入、この価値がやっぱり高いのかなというふうに思つています。

私は、農業の持つ多面的機能の中に、これを言つたら怒られるかもしれませんが、所得

と幸福度の相関関係、これは、所得が高い方が幸せだといふこのベースを前提にするのであれば、所得が高くなつても幸せを見付けられる環境が農村には私はあるのではないかなというふうに思つています。そのことに對するいわゆる評価とか理解がないままに、あるいは官邸の何とか会議がそうだからという、こういうふうな勘ぐつてしまうわけでありまけれども、すなわち経済的な側面だけで物事を論じて、いわゆる農業、農村と施策の間に少しギャップが生まれてきているのではないかなというふうに思つています。

例えば、次、新規就農のお話をさせていただきまされども、新規就農の中にはいろんな方々がおられるんだと思ひます。

例えば、五十代以降農業に従事する方は、当然両親が住む田舎に戻る方もおられるかもしれませんが、これからは農村で食料生産をしながら、当然所得も大事ですけれども、そこで得られる環境、あるいは生まれ育つた地域に帰るということであれば昔のお友達にまた会える、こんないろいろな幸福の土台が農村にあるわけでありまして、私は、農業の大きな価値を、いわゆる生産額とか所得とか、お金だけで測るのはいささか問題があるのではないかなというふうに常々思つていました。

その幸福をつくるという意味での農業については、大臣の御同意はどうでしょうか。

○国務大臣(齋藤健君) 私も、友人も新しく農業始めた人ばかりです。今、小川委員がおつしやつたことは、一言で言えば同感であると思ひます。農業にはそういういろんな喜び、それから地域に貢献できるとか、いろんな要素がありますので、それを例えばリタイアした後には自分はやらないだといふ人も増えておりますし、実際の私の友人で始めた人も喜々としてやられておりますので、そういう金銭以外のものも農業には非常に大きくあるといふことは十分に認識しているつもりであります。

○小川勝也君 私も農村に育ちましたので、都会のストレスフルな環境、いろんな方がこの東京でお仕事を持って働いておられて、それは私のふるさとで農業に従事しておられる方よりも所得が多いかもしれない。しかし、私はやはり農業に従事しておられる方は誇りを持って国民の皆さんの食料生産をするということを受け継いだ農地で大地を守りながらやるということに、幸せのいわゆる点数があるとすればそつちの方が高いんじゃないかと私は思つています。

新規就農、ちよつと聞いてみたいというふうに思ひます。

先ほどの資料を御参照いただきたいわけでありまされども、水田、畑作が多面的機能、食料安全保障に資するといふふうなこの図では書かせていただきました。しかし、二枚目のこの収益性で見ますと、水田は反当たり三万と、こういうふうに出ていまして。畑作、露地野菜、そして施設野菜といふふうにあるわけでありまされども、この施設野菜のところの、農林水産調査室で作つてくれた資料でありますけれども、収益性が極めて高いわけでありまして。

何を申し上げたいかといふと、新規就農の方が非常に多いといふふうな伺つています。誰が考えても、新規就農で後継ぎではないという新規就農者が、例えば七十ヘクタールの草地を持つて酪農経営するとか、あるいは北海道十勝で四十ヘクタールの畑作農業に参入するとか、あるいは上川、空知で三十ヘクタール水田農業をやるといふのは、いきなりはすごいハードルが高いと思つています。

ですので、後継ぎとかUターンの方を除いて、新規に農業をやるといふ方は、多分、この図でいうと、施設野菜、施設花卉、露地花卉とか露地野菜とか、こういう分野に多分特化されるんだらうというふうに思ひますけれども、この私の類推に併せて、新規就農者の内訳について事務方から報告をいただければと思ひます。

○政府参考人(大澤誠君) お答えいたします。

平成二十七年におけます新規就農者を営農類型別に見ますと、新規自営農業就農者は、これ全体でございまして、親元就農等を含めてございまして、稲作の割合が五八％、露地野菜作の割合が八％、施設野菜作の割合が五％、果樹が一％となっております。これ年齢階層別に見ますと、六十歳以上になりますと稲作の割合が六七％と高くなっております。他方で、若い方、四十歳未満で見ますと、露地野菜作の割合が一六％、施設野菜作の割合が一七％、果樹作の割合が一四％ということで、野菜作、果樹作の方が比較的若い層では高くなっております。

なお、農外からの参入者、これにつきましては、平成二十九年の全国農業会議所の調査がございまして、この農外からの新規参入者に関しましては、稲作が七％であるのに対して野菜が、これ施設と露地で分かれておりませんけれども、六五％と多くなっております。この背景といたしましては、やはり収益性の問題一つございまして、これに加えまして、新規参入者の場合には農地の確保に課題があること等が考えられるというふうに分折しております。

○小川勝也君 大体思ったような結果だと思えます。例えば、農外からの稲作につきましても、例えば無農薬栽培とか天日干しにこだわって特別な飲食店に販売を目的にするとか、いわゆる新しい分野を模索しての方が結構おられるのではないかとこのように思っています。

何を申し上げたいかといいますと、農業も農地も一言で言う一言で終わるんですけれども、中身が本当に多岐に分かれているということでありまして、適切に施策を講じていただきたいということでありまして、です。で、例えば営利を目的として施設栽培、野菜栽培に参入する、これは農外からの新規参入の方も、あるいは法人、企業、こういう方々はあつていいと思うわけでありまして、けれども、今問題となりますのは、収益性の伴わない耕地、農地利用型の農業については、やはりしっかりとその市場原理以外の施策がないと立ち

行かなくなる可能性があるということを申し上げたいわけでありまして。

施設の新規参入者は入れますけれども、先ほど申し上げましたように、五十ヘクタールの畑作をやっていた農家が離農する後、これはもう大変なことでもありますので、これはちよつと我田引水になるかもしれませんけれども、北海道は一軒当たりの経営面積が大きくなつてしまひましたので、この後、一軒が抜けた後、その農地を近隣の方々でもう受けられる限界を超えてしまつていくので、ですから、なるべくもうこれ以上の離農は出したくないという思いが御理解をいただけるんだらうというふうに思います。逆に言うと、ハウスが残つてもうやめますよということであれば、そのハウスを利用していただいて次の日からトマトの定植行けるわけでありまして、ただ、大規模な収益性の低い農地については政策的な光をしっかりと当てていただきたいとお願いをする次第であります。

それから、このマトリックスを作るに当たつて御苦労いただいたのが左の欄外の養鶏、養豚、肉用牛、酪農のところであります。養鶏、養豚、肉用牛、これはすなわち農地を利用しないという農業形態もあるわけでありまして。農地をたくさん利用しない農業であります。

しかし、酪農については、特に北海道だけが特殊な方もしれませんけれども、たくさんさんの牧草地、草地を利用して農業をするわけでありまして、ですから、この多面的機能でいいますと、ほかのいわゆる養鶏、養豚、肉用牛と草地を造る酪農とはちよつと違うんだらうというふうに思います。ですから、逆に言うと、草地を造つて、あるいは自分で餌を作つて肉牛を肥育されておられる方のその餌部分、あるいは最近はやつていいる飼料用米、これも含むわけでありまして、農業の中にはやはりこの多面的機能、草地をしつかり守つていくということも、これも大事な要件でありますので、お願いをしたいというふうに思っています。

酪農についても同じことをずっと申し上げてまいりました。一戸当たりの飼養頭数は、多分最初は四頭とか六頭とかからスタートをして、どんどんどんどん機械化が進んで、それから、牧草の刈取りに大型の機械が導入されるようになってから、今一戸当たりの経営が本当に大きくなりまして、牛六十頭、これは金額に換算すると大変な金額になりますので、新規参入の壁が非常に高い業種、職種でありますので、施設野菜も農業でありまして、酪農は、もし一戸離農が出ると代替性が乏しいという観点から大事にしていきたいというふうにお願ひをする次第であります。

それで、どんどんどんどん人口が減少していく中で、大臣からお言葉がありました、日本は人口減つていくわけでありまして、世界はどんどん人口が増えていくわけでありまして、それで、どんどんどんどん我々の国の食料生産が減つていっていいのかというと、そうはならないわけでありまして。

それから、農業に携わる人の数がこれからどんどんどんどん減つていくのも自明の理でありますけれども、例えば、これが一つの区画で、大きい水田とか大きい畑作農地であれば、今までのいわゆる非効率な農業からいわゆる大規模農業に、あるいは一戸当たりの経営面積や一法人当たりの経営面積を大きくするというところで経営効率を上げていくことがある分野までは、ある程度までは可能だと思ひます。

しかし、残念ながら、私たちの国は、農地の割合は、森林面積に比べて耕地面積は非常に少ない山間地の占める割合が非常に高いわけでありまして、ですから、農地も、一言で言う農地ですけれども、平らなところ、傾斜地、中山間地、これらいろんな農地があるわけでありまして、やつぱり事細かにゾーニングをして施策を進めていかなければならないというふうに思っています。ありていに言うと、少ない人数で農地を耕していくわけでありまして、最も非効率なところ

は諦めなきゃいけない部分が出てくるんだと思ひます。これは衆議院でも参議院でもいろいろ議論されてまいりましたけれども、今まで農地であつたけれども余りにも効率が悪いのでここは諦めて森林等に用途を変えていくということがまずあり得るのかどうか、あるいは農林水産省として今のところどういう観点で見られるのか、お伺ひしたいと思います。

○国務大臣(齋藤健君) 今、もう条件が悪くて農業に適さなくなつた、そういう農地は森林に戻すということもあり得るのではないかと御指摘でありましたけれども、私どもは、農地は基本的には国民の食料の生産基盤でありまして、農業上の利用を確保するということは基本だと当然考えているわけでありまして、それです。

一方で、農地のゾーニングを行います市町村の農業振興地域整備計画につきましては、いろいろ経済事情の変動もございまして、それは、その他の情勢の変動もありまして、そういう変動によつて必要が生じたときはそれは見直しを行うということになつておりまして、この市町村の行方見直しの中で、荒廃地等によつて農業にはもう適さなくなつたという農地については農地としてのゾーニングから外して森林等の用途に供することも可能であるわけでありまして。

いずれにしても、地域の事情によつていろいろでありますので、今後とも市町村の農業振興地域整備計画によるゾーニングについて、地域の情勢に応じた適切な見直しが行われるように制度の運用はしっかりとしていきたいと考えております。

○小川勝也君 このままでいって、農業改革のいわゆる議論のスタートが農業者の高齢化というデータがありました。これをどう読むかというのはいろいろあるわけでありまして、けれども、どんなやり農業従事者が減つていって、先ほど来申し上げておりますけれども、区画の大きな農地は対応が可能でありますけれども、中山間あるいは一枚当たりの面積が小さい畑地、今後大変になつてくると思ひますので、農村人口の推移、それが

ら労働力、それと、どこに光を当てて食料を確保するのかわからないことも、果敢なくしっかりと見据えながら農業政策を事細かにやっていると大変なことになるんじゃないかというふうに思っています。

ちなみに、棚田の保全なんというところについては、本当に手間が掛かるんだそうでありますけれども、ここは都市の方にも参画をしていただいて、棚田の景観や、あるいは伝統的な意義を守っていくという取組もあるやに伺っておりますし、中山間地には様々な施策も当たっておりますので、過不足なく農地のゾーニング、そして、しっかりと次代に見据えた農業と農地、政策の遂行をお願いをしたいというふうに思っているところであります。

次の話題に入らせていただきたいと思います。食生活、安心、安全、輸入、添加物、様々なリスクが簡単にインターネットで検索できるようになっています。私は、個人的に、環境委員会にも所属をしております、ダイオキシンの設定にも関わらせていただきました。その後、環境ホルモンも勉強させていただきました。

今日議題にするのは、牛肉に投与される成長ホルモン、それからアメリカ合衆国では有名になっていますトランス脂肪酸、飽和脂肪酸、それから人工甘味料、アスパルテームとかスクラロースとかいろいろあります。それから、それ以外の食品添加物。

大臣の率直な御感想で結構でございますけれども、いわゆる我々が生きていく中で毎日いろんな食べ物に接していますので、多い少ないは別にしてみんな食べているわけですね。大臣は、今私が申し上げた様々な食のリスクの中でどういった分野に御関心をお持ちなのか、御感想をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(齋藤健君) 分野というよりも、私が一番大事だと思っていますのは、やはり食生活、毎日食べるわけですので、特に私も子供を二人育てておりますので、その子供が食べている

ものが本当に安全なのかと、もうその一点に尽きるんだらうと思います。そして、そこが崩壊すれば供給している農業にも大きな影響が当然出てくるわけでありまして、私はとにかく安全な食料の安定供給というのが最も国の重要な責務ではないかというふうに考えております。

○小川勝也君 関心のない国民はもういないと思うんです。あと、これはつらい言い方になりますけれども、日本国民は今までのところ、日本の国の政府を信頼していたんだと思うんです。ですから、ああ、日本の国が許可しているんだから大丈夫だろうなというふうに国民が安心していらっしゃると思います。しかし、冒頭、嫌なことを申し上げました。行政の信頼が揺らいできているんじゃないか。ですので、実は国民は行政を信頼しつつも心配をしている、これが今の現状だろうというふうに思っています。

あと、私もこれ、農林水産委員会に所属している時間長いわけでありまして、この問題や、後に農薬の残留農薬や環境に対する問題は、今国会に農薬取締法が提案されていますので、そのときにまた議論させていただこうと思っておりますけれども、いろんなリスクがあるわけでありまして、そんな中で、いろいろとこの議論をさせていただくと、例えば、食料を生産するというところと農林水産省、あるいは健康ということになると厚生労働省、それから消費者の口に入ることと消費生活と消費生活、それから食品の安全のリスクということと内閣府の食品安全委員会。大体、質問通告する段階で、部屋で、こっちは、ああ、それはそっちですね、これはうちじゃありませんというふうに言われて、大体心折れちゃって、もういいやということになっちゃうんですね。これが本当にがっかりなんです。本当に優秀な官僚諸氏でありますので、それぞれの持ち場と、分野で、あるいは隣の分野と連携してしっかりと日本国民の食の安心、安全を守るぞというこのスクラムが組めていけばそれでいいんですけれども、ちょっと何か責任のなすり合いや自分のところだけ守ればいいやというのかもしれないので、余計心配になってくるわけでありまして、一点お伺いします。

牛肉に投与される成長ホルモン、これは、いわゆるところの経営効率やお金を考えれば、牛は餌を食べる、ですのと同じ餌を食べながらも早く成長して出荷できるようになれば生産者にとってはお得なんです。ですから、成長ホルモンが認められればこれを投与して出荷したい、これがアメリカ合衆国等で使われている手法であります。

しかし、EUでは、いや、さはさりながら成長ホルモンを投与された牛肉を食べたEU市民の健康のリスクを科学的にまだ検証できないというところで、うちはその肥育ホルモンを使った牛肉は嫌だよというふうに言いましたところ、WTOのいゆる議論になりました、EUは残念ながらその議論に勝利できていなかったというふうに言われています。しかし、今もかたくなに、合衆国からEUは牛肉を輸入しているわけでありまして、けれども、うちは肥育ホルモンの使っていない牛肉だけ輸入したいのでお願いしますと、こう言っているようであります。

これは、ある意味でいうと、科学的な知見が道具だということとは抜きにして、EU市民の健康を守るんだというそのEUの心意気に私はむしろ感動を覚えるわけでありまして、日本国政府のある方は、それはWTOで負けていますからねと、こういう言い方をされるわけでありまして、政府としてどういふ言い方をされるかというのはそのときの答弁によるんでありますけれども、私が今申し上げたEUの輸入スタンスについて政府としてはどういふ答弁されるのか、確認をしたいと思っております。

○政府参考人(宇都宮啓君) お答えいたします。今先生御指摘のように、EUにおきましては、肥育ホルモンによる人への健康影響について、現状では安全性を評価するためのデータ等が不十分であるということで評価を行うことができない

と、そのように主張されて、肥育ホルモンの使用や肥育ホルモンを使用した肉の輸入を禁止しているというふうに承知してございます。

○小川勝也君 そういうすつけない答弁は想定内です。

それで、先ほど申し上げました、私は、ダイオキシンの勉強させていただいて、次に環境ホルモン、これは環境ホルモンと肥育ホルモンと同じで、そうじゃない使い方も、たまにホルモンを食べたりしますので、大変難しい使い分けなんですけれども、結局、環境ホルモンが特に子供に与える影響が心配だということで環境委員会ですと議論してまいりました。これはいろんな流れ確認できました。例えば、カップラーメンの素材からお湯を出して染み出る、この物質が女性ホルモンのような働きをするので、将来的に生殖の問題等いろいろ心配なことがありますよということまで議論してまいりました。しかし、その肥育ホルモンも合成肥育ホルモンというところあるわけですね。これを使われた肉を例えば子供たちが食べればどんな影響があるかもしれないというふうに、大臣、さっきおっしゃいましたよね、やっぱり子供がいれば心配ですね。ですから、もともと懐疑的でいろんなことを心配してもらう行政になつてほしいというのが私の思いであります。

答弁をしていただく官僚の皆さんは優秀なので、こう聞けばああ言うので、ああ言えばこう言うので、ああでもないこうでもないというんことを言うわけでありまして。私は、こう昨日通告いたしました、日本だけしか許可されていない食品添加物。私の資料は何と書いてあるかというところ、日本だけしか許可されていない危険な食品添加物。これはこの資料の主観なので、私は基本的に言いません、まあ言っちゃいましたけど。

もつと言った、国で認可されている合成添加物を国別で比較したデータがあるとすれば、日本は三百五十一品目。これ、クイズですけれども、一番少ないイギリスは何品目だと思いますか。まあ、答え出ないと思いますので、私の方から言い

ます。日本が三百五十一、アメリカが百三十三、ドイツが六十四、フランスが三十二、イギリスが二十一と、こうなっているんです。日本だけが添加物大国なんです。なぜかという、国民の幸せ、健康、その対極にある企業の営利あるいは便利さ、もうけ、こういうところの価値が高いと評価せざるを得ないわけであります。

それで、ここに申し上げますけれども、このことは安倍政権になってから始まったことではない。これは立派に申し上げておきます。日本という国がそういう国なのであります。

じゃ、これ、日本だけしか許可されていない危険な添加物、こういうのがありませんか。

○政府参考人(宇都宮啓君) お答えいたします。我が国で利用できる人工甘味料としては、アスパルテーム、グリチルリチン酸二ナトリウム、サッカリン類、スクラロース類等ございますけれども、これらのうち、グリチルリチン酸二ナトリウムについては、EU、米国での使用が認められていないと承知しているところでございます。その他のアスパルテーム、サッカリン類等の人工甘味料については、EU、米国でも認められていると承知しているところでございます。

○小川勝也君 日本は日本独自で科学的な知見を求めるといふことで、私も日本は立派な国だと思っておりますので、日本の行政も科学者も立派だと思っておりますけれども。

ちなみに、今申し上げたように、アメリカでもヨーロッパでも認められていないのに日本だけが認めているものについては、私は総ざらいしたらどうかと思う。ここはちょっと、大臣、議事録の残るところで、御関心があるというふうに言っていたので、日本だけが許可されているものについてはいろんな意味で再確認したらどうかと私は思うんで、大臣も賛同していただければ幸いです。

○国務大臣(齋藤健君) 総ざらいする権限が今私にないので、この場でそのお答えをするのはふさわしい人間じゃないと思いますが、大事なことは、僕もかなりに子育てするときに苦労した方だと思っておりますけれども、本当に心配なく食がとれるということが大事なわけであります。その一つの根拠が科学的根拠ということに多分なっているんだらうと思っておりますので、その心配しないで済むようにきちんと対応していただくということが一番大事なことになるだろうというふうに思っております。

○小川勝也君 時間がなくなってきましたので今日こままでだと思いますけれども、飽和脂肪酸の話も含めて日本でもいろんな基準を作っていました。しかし、そのときの食生活はどうだったのかなというふうに考えると、例えば農業が機械化で大きく変わってきたように、食生活も大きく変わっているんですね。我々の国、家庭科で習った食事というのは、御飯にみそ汁におしんこ、豆に海藻。ところが、こういう食生活をしている方の割合はほとんどどんどん減っていくわけでありまして。子供たちが好きなのは、空揚げ、それから脂っこいもの、砂糖と塩分の強いもの、それからおふくろの味ではなくて外食産業の味、コンビニの味。どんどん変わっていくわけでありまして。

それから、飽和脂肪酸という、合衆国の人はポテトフライをがっばり食うから健康被害に、リスクが高くなるんだというふうに言われてきましたけれども、我々の国の子供たちも大きくそのリスクが高い食生活に変化しているということも併せて、今まさにどこかで誰かがゴーをしないと後で手遅れになると思います。

大臣には権限があるかどうかは分かりませんが、私も、日本にはちゃんと法律があります。行政をつかさどるのは内閣、内閣の一員が閣僚。残念ながら私たちがそこに、閣僚に今名前連ねていまして、この中にいる中では大臣お一人なんです。私たちの思いを大臣に伝えますので、内閣の中で食の安全しっかりとみんなに認識をさせていただいて、ちょっと勉強して変えていこうやということをお大臣から決議をしていただくことを望んで、私の質問を終わります。

○紙智子君 日本共産党の紙智子でございます。今日は、TPP、そしてTPP11についてお聞きいたします。

安倍総理は、アメリカ抜きでTPPはあり得ないと言っていました。しかし、TPP11を推進しました。なぜアメリカ抜きのTPP11を推進したのでしょか。

○政府参考人(澁谷和久君) アメリカがいることを前提にTPP12をまとめたというのはそのとおりでございますが、昨年の三月、ランプ大統領の離脱宣言後、初めてのTPP閣僚会合が開催されました。その場で十一か国がこのハイスタンダードでかつバランスの取れた協定をアジア太平洋地域に広げていくという当初の理念をアメリカがいなくても実現していく必要があるという認識で一致したものでございます。その際、日本がリーダーシップを取ってまとめてほしいという強い要請を各国の閣僚から頂戴したところでございます。まさに文字どおり、我が国が議論を主導して三月八日の署名に至ったということでございます。

TPP11によって日本が二十一世紀型の新しいルール作りをリードすることの意味合いは非常に大きいというふうに考えております。

○紙智子君 日本がリードしたというふうに言うわけですが、アメリカ抜きが有り得ないと言っていたのに、なぜTPP11にかじを切ったのかと。そのきっかけになったのは、昨年、二〇一七年の二月十日に行われた日米首脳会談なんじゃないのかと思うんです。安倍首相は、トランプ大統領との日米首脳会談を行って、共同声明を出しました。その声明の日米経済関係の一部について抜き出して資料としてお配りしましたので、見ていただきたいと思います。

日本及び米国は、両国間の貿易・投資関係双方の深化と、アジア太平洋地域における貿易、経済成長及び高い基準の促進に向けた両国の継続的努力の重要性を再確認した。この目的のため、また、米国が環太平洋パートナーシップ、TPPから離脱した点に留意をし、両首脳は、これらの共有された目的を達成するための最善の方法を探索することを誓約したと。これには、日米間で二国間の枠組みに関して議論を行うこと、また、日本が既存のインシアチブを基礎として地域レベルの進展を引き続き推進することを含むと書いています。

この赤い字の部分ですけれども、高い基準の促進に向けた両国の継続的努力の重要性を再確認したとあるんですけれども、この高い基準というのはどういう意味なのか。TPPを含むという意味なんです。

○政府参考人(飯田圭哉君) 委員の御指摘の日米首脳会談における共同声明でございますが、御指摘の高い基準の促進とは、アジア太平洋地域において、知的財産、それから国有企業、政府調達、電子商取引等の貿易、投資に関する各種ルールやマーケットアクセスを高いレベルのものにしていくということを一般的に確認をしたというふうに理解をしております。

○紙智子君 それはTPPを含むということなんですか。

○政府参考人(飯田圭哉君) この共同声明には、後ほど、日本が既存のインシアチブを基礎として地域レベルの進展を引き続き推進することを含むということがございますが、この既存のインシアチブに関する箇所については、我が国がこれまで実施してきた地域における貿易、経済成長、高い基準の促進に向けた取組を指しております。その中にはTPPやFTAP、RCEP等が含まれるというふうに理解をしております。

○紙智子君 TPPも含まれるということだと思ふんですけれども。

今ちょっと言われたんですけれども、日本が、その次の文章です。ね、既存のインシアチブを基礎としてというのはどういう意味なのか。これ自身の意味ですね。TPPやRCEPを含む日本のインシアチブということなんでしょうか。その意

味について。

○政府参考人(飯田圭哉君) 委員の御指摘に今お答えをさせていただいたところでございますが、この既存のイニシアチブというのがTPP等が含まれるということになっておりますので、したがって、既存のイニシアチブを基礎としてということになりますと、TPPを基礎としてというふうに解釈できるというふうに理解をしておるところでございます。

○紙智子君 TPPを含むと。

安倍総理がなぜこのTPPを推進してきたのかということと言つと、やっぱりそれは日米首脳会談で高い基準の促進に向けた両国の継続的努力の重要性を再確認したと、ここがポイントなんだと思うんですね。再確認したと。つまり、アメリカとは高い基準の経済協定を作るということを共通の土台にするということと一致したので、その一つの手法としてTPPの枠組みを活用することが可能になったんじゃないかと。だからアメリカは日本にどうぞおやりくださいとTPP11を黙認したということなんじゃないんですか。

○政府参考人(飯田圭哉君) 二月の共同声明におきましては、この共同声明の中に最善の方法を探求することを誓約したということになりますので、これには既存のイニシアチブを基礎として地域レベルの進展を引き続き推進することを含むとなりますので、この当時においては日米間で最善の方法を探求することを誓約したということにとどまるといふことだというふうに理解をしておるところでございます。

○紙智子君 アメリカとは高い基準の経済協定を作ることを共通の土台とするということができたと、誓約したと。TPPの枠組みを活用することが可能になったというふうに思うんですけれども、言い換えれば、これアメリカの言わばお墨付きを得てTPP11を構築することが可能になったんじゃないかと思うんです。TPP11は十一か国、今は十一か国ですけれども、そのほかに入りたい国があると、十四か国とか十六か国とか、そ

これまで広げるという話も出ているわけですが、このアメリカと高い基準の、水準の経済連携協定を作るための準備が既に始まっているんじゃないかというふうに思うんですね、考えるんです。日米首脳会談では、この日米間で二国間の枠組みに関して議論するということも確認をしているわけですね。二国間の枠組みですね。既にアメリカの農業団体は日本の農業の市場開放を求めています。

齋藤大臣は、前回、三月二十二日に私の質問に対して、アメリカとの関係は日米経済対話のフレームでこなしていくというふうに答えられたんですね。アイダホのポテト、これを、その検疫について、検疫部門については日米経済対話の枠組みで国民に知らせずこっそりとこれは解禁をしたと。

二つお聞きしますけれども、今後、これ関税も扱っていくんでしょうか。その際、農業交渉というのはTPP水準が出発点になるんでしょうか。

○国務大臣(齋藤健君) まず、今、日米経済対話においては、貿易、投資に関する両国の関心事項について農業分野を含めて議論を行っているという、それが実情でございます。今御指摘あったように、この二国間で個別品目の関税について交渉するとか、そういうことは今行っておりません。これは明言させていただきたいというふうに思っております。

○紙智子君 今はやってはいないということなんですけれども、関税については、しかし今後は扱っていくことになるわけですよね、その話はしていくことになるわけですよね。

○国務大臣(齋藤健君) 私の理解では、この日米経済対話はアジア太平洋地域の現状を踏まえた上で地域のルール作りを日米が主導していくことが重要であるという認識の中で、どのような枠組みが日米経済関係及びアジア太平洋地域にとって最善であるかを含めてここで建設的に議論をしていくというふうな聞いておりました、この場で関税交渉をするというふうに私どもは認識をしております。

ません。

○紙智子君 その場でやらないとしたら、いつ関税関係の交渉はすることになるんですか。

○国務大臣(齋藤健君) いや、私ども、今そういうことは、いつとかいうことも含めて想定をしておりませんので、ちょっとお答えができません。

○紙智子君 まあ政府はこのTPP11を日米関係と切り離して今批准しようとしているわけですが、日米間で、二国間の枠組みや日米経済対話の決着次第では、これは日本の農林水産業への影響は計り知れないというふうに思うんです。

米国のライス協会では、元々、日本の米の消費量については二%に当たる十六万五千トンを受け入れるように要求していました。それから、全米の肉牛生産者・牛肉協会と豚肉協会、ここはトランプ大統領に、牛肉と豚肉の輸出にとつて日本は最も価値ある海外市場だと、すぐに行動を起こさなければ我々は競争相手、つまりオーストラリアですね、に後れを取るようになるんだと。早期の交渉入りを求めているわけです。

政府が公表しているこのTPP11の影響試算が日米関係にどういう影響を与えるのか、これ明らかにするべきだというふうに思うんですね。そういうことも出さないでTPP11の批准を急ぐことは必要ないんだと思いますよ。しっかりとそれをやるべきだと思います。

政府が出したTPP12、十二か国のかのときの影響試算、これは信用できないという声が出ているわけですよ。非常に不評だった。実際に対策を取るから大丈夫だと言われたって、その根拠がないというので不評だったんです。それなのにまたTPP11でも同じ指標で試算を出しています。だから、北海道や熊本なんかを始めとして各県で影響試算を独自に加えて、政府がやっているような十九品目じゃなくて、更に加えて試算を出しているわけですよ。政府が言う対策を取るから影響はないというふうな楽観的な受け止めはしていないんですね。

やっぱり、ちゃんと根拠を出して、根拠を示し

て、納得できるような、そういう影響について明らかにするべきではないでしょうか。

○国務大臣(齋藤健君) この議論も、12のときも大分繰り返し行ってきた議論であります。このTPPについては、11も12も関税撤廃の例外をしつかり確保したり、まずはその国境措置においてしつかりとしたこういう措置をとっているということも明らかにした上で、それぞれ定性的な影響分析もし、そしてその上で対策も講じて、その結果こうなるということを私どもとしては発表させていただいたのが12でございます。それを今度も踏襲をさせていただいているということでございます。

○紙智子君 それが当時、なぜ踏襲するのかと。あれだけ議論になって、納得できないという声がずっと残ったわけですよ。

それで、これ農業共済新聞に書いてあるんですけど、要するに、政府が発表した影響試算が生産現場の不安をむしろ増幅させていると。TPP11の農林水産物の生産減少額を最大限一千五百億円と見込んでいたけれども、その前提は国内対策によって生産量は維持されるというものだ。しかし、もちろん国内対策をしなきゃいけないというのはあるけれども、しかし政府の説明というのは根拠が不明確だという批判を、今年のこれ新聞です、一月の新聞の中でも現場の声はそうになっているということなんです。

なぜそれをちゃんと受け止めて、それに対して納得いくような説明をされないのか。それはもう蓋をしたままやっぱり前と同じようなやり方を踏襲してやっていくというやり方自身、これ納得できることではないというふうに思いませんか。

○国務大臣(齋藤健君) これ、国境措置も併せて全体の姿をきちんと見ていただくと、こういう大事故だろというふうな思っております。こういうやり方をしているわけでありまして、

例えば国境措置も、物によりまして、長い期間掛けて少しずつ関税は下がっていくと、その間、競争力を強めるための体質強化策を併せて

やつていつて、したがってこういう姿になるのではないかというのを示させていただいていることでありまして、納得していただけるように引き続き努力をしていきたいと思っております。

○紙智子君 納得をする努力をしていくというのであれば、もう一回ちゃんとしたものを出し直すべきだと思いますよ。

それから、TPP11協定についても聞くんですけども、これ新しい協定だというふうに言っているわけですね、新協定だと。第一条には、TPP12も、元のTPP協定を組み込むと書かれています。

WTOの際に一部暫定発効していたガット協定を適用したことはあるようですが、新しい協定を作るに当たって発効もしない協定を取り込んだことというのは過去にあったんでしょうか。

○政府参考人(飯田圭哉君) 例えばほかの例でございますが、一九九四年のガット同様に、WTO協定の一部を成すTRIPS協定、これ知的財産の貿易関連の側面に関する協定でございますが、その中では未発効の、これは集積回路と云ってICなんです、知的所有権に関する条約の関連条項に従った保護を規定している例がございます。このように、未発効の協定の規定を新たな協定の下に取り込んで実施する例は存在するというふうには理解をしております。

なお、一方の協定の規定を他方の協定の下に取り込んで実施する際には、取り込まれた一方の協定の規定は他方の協定の効力発生とともに他方の協定の一部として効力を生ずることであり、一方の協定が効力を発生しているか否かは問題とはならないというふうに我々としては理解をしております。

○紙智子君 聞いたのは、要するに今お話しになったのは、一部の国で暫定発効していたものをそれを部分的に取り入れているという話で、協定全体ですよ、一部のことに限ってはあつたとしても、協定全体としてまだ発効していないものを取り

り込んだことはあるのかと聞いたんですよ。

○政府参考人(飯田圭哉君) そのように全体を取り込むという例につきましては、千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書というのがございまして、この中では一九七三年の条約を丸ごと取り込みながら、一部修正をしておりますけれども、取り込んだ例はあるというふうに認識をしております。

○紙智子君 未発効なものですか、それは。

○政府参考人(飯田圭哉君) 当時は未発効だということに理解をしております。

○紙智子君 ですから、発効もしない協定を丸ままり込んだというのは初めてだと思うんですよ、今回。

TPP11はTPP協定のような秘密保持契約というのは、これはあるんでしょうか。

○政府参考人(澁谷和久君) TPP12の際は秘密保持に関する書簡というものを取り交わしましたが、TPP11におきましてはそういう文書は存在していません。

○紙智子君 そうですよ。ですから、やっぱり何で過去に例がなかったような形で交渉を進めたのか。秘密保持契約がないわけですから、交渉内容明らかにすべきなんです。農業についても関税においてどういう議論がされているのか、そういったことも含めて明らかにすべきじゃないですか、秘密保持義務がないんですから。

○政府参考人(澁谷和久君) TPP12のような書簡はありませんが、外交交渉でございまして、一般的に外交交渉に関する情報につきましては、他国との信頼関係、他の交渉に与える影響などを考慮して、少なくとも一定の期間これをつまびらかにほしくないというのが一般的な外交交渉の慣行だと承知しておりますが、ただ、TPPにつきましましては11も含めて国民の皆様の関心が非常に高いということもありまして、交渉中から逐次記者会見等を行っておりますが、これからの引き続き情報提供努めておりますが、これからの引き続き情

報提供の努力をさせていただきたいと思っております。

○紙智子君 やつぱり政府のやり方という手法において、本当に前のめりで、やつぱり発効もしていない、今まで発効してもいい協定を初めて取り入れて新協定を作ったと。過去にないことをやっているわけですよ。昨年十一月に合意していない部分が残っているのに大筋合意だと言って予算を組んだわけですよ。

いずれにしても、過去にない形で協定を作る、国民は全く置き去りにされたまま異常な形で進んでいるというふうに思っています。アメリカ抜きでTPP11とはいえ、アメリカと高い基準の経済圏をつくるための一つの手法であることには変わりないと思います。

なぜ過去にないような異常な形でこういう交渉を進めたのか、とりわけ農業分野がどう扱われたのかということについては、是非今後も引き続き明らかにするように求めています。ということをお願い申し上げます。

○儀間光男君 日本維新の会の儀間でござい

ます。質問をさせていただきますが、水産庁長官、先週から今週お付き合いありがとうございます。今日もまた時間いっぱい付き合ってくださいと思います。

まず、確認からしたいんですが、日台漁業協定が今年終わっておりますが、それに関するものと、久しぶりに日中を少し触ってみたいと思っておりますから、どうぞお願いしたいと思います。

これ、地元の沖縄、地元の新聞報道を見ていますという、日本の排他的経済水域で台湾漁船の操業を認めた日台漁業協定、取決めの次年度操業ルールを決める日台漁業委員会、八重山北方の三角水域を区切り、日本と台湾の操業ルールをそれぞれ適用することで合意をした。三角水域での双方の専用水域が確保されています。

これは去った十七日に日本台湾交流協会が取決

いいですか。

○政府参考人(長谷成人君) お答えいたします。三月十五日から十六日まで、台湾の台北におきまして、民間レベルの協議として開催されました日台漁業委員会とその関連会合におきまして、今月から始まります平成三十年漁期の操業ルールが合意されたことと報告を受けているところでございます。

この中で、今漁期の操業ルールにつきましては、本年四月からの八重山北方三角水域以外の操業ルールについては昨年の漁期の操業ルールを維持、継続ということでありますけれども、懸案でありました、そして昨年の交渉で徹底的に議論を継続するとされておりました八重山北方三角水域における操業ルールにつきましては、平成二十五年のこの日台民間漁業取決締結以来の考え方の見直しを行いつつ、日本漁船が安心して操業できるような日台それぞれのルールで操業できる水域を切り分けまして、今年試行的に操業することと合意したと報告を受けているところでございます。

水産庁としては、まず、この今回見直された操業ルールが適切に実施されることをしっかりと確保しまして、我が国漁業者が台湾漁船とのトラブルなく安心して操業できるよう全力を尽くしていきたいというふうに考えているところでございます。

○儀間光男君 ありがとうございます。

これを見ますと、八重山北方の三角水域のうち、東経百二十三度以西、これは与那国島の北側、台湾と与那国と、いわゆる中間ラインになると思います。その与那国島の北側と、東経百二十四度以東の、これは石垣島寄りになりますが、これが日本の操業区域というふうに取り決めたようでありまして。どういうわけか、三角の両端つこに分析してあるんですね、日本の操業を。後で聞きたいと思うんですが、真ん中の百二十三度から百二十四度、ど真ん中になります。日本の操業水域が台湾の操業水域を挟むように決定されてお

ます。

これは日台の操業ルールがいろいろ取決めがあつて変わるから発生したのかなと思うんですが、その大きな理由は何かですか。

○政府参考人(長谷成人君) 交渉事でございますので、双方の希望を突き合わせる中で結果的にこうなつたということでございます。

一般論で言えば、この水域の中で西側水域というのはより台湾に近い水域というようにあることもありまして、この線をどこで引くかということがまさに重大関心事だつたわけでありまして、長年そのルール作りに時間が掛かつていたわけでありまして、今回、まずはこの線でやってみようという合意に至つたということでございます。

○儀間光男君 よく分かるんですが、ただ、一般的に考えて、初歩的な疑問として、台湾に近いところを日本のものにして、それと石垣島に近いところを日本を切つて、台湾を真ん中に置いたところのルールの違いですが、例えば、日本の操業ルールは船間、船と船との間が四海里でありますよと、台湾は一海里ですよと、ですね。それから、縄の入れ方、網の入れ方なんですが、日本の場合はこう南北に流れていくと、台湾の場合は東西に流れていくということ、両国が同じ漁区で、水域で同じように昼夜やっていると、どうもその交代期に網が絡み合つてなかなか具合悪い、危険であるというような違いだとは承知しておりますが、なぜ真ん中かなという感じなんです。交渉事でそうなりましてと言つてしまえばそれまでであるんですが、近い側に置くはずであつたはずなのに遠い方に行つていくというように何が何だろと単純な疑問なんです。

それで、これまでは昼夜交代でやつていましたね、昼夜交代で。交代期が非常に危ない。網の、縄の入れ方がクロスしますから。南北、東西にクロスして、代わるときに網を手繰るんですが、縄を手繰るんですが、クロスしてトラブルの原因になつた。それを解消するために、今度、別、分けたんだと、そういうことなわけですよ。

ね。

そこで、これは私、なるほど、ある程度前進かなと、安全を確保する意味では前進かなということに思ふんですが、水産庁、役所として、来年以降どういふ問題を持つて、テーマを持つて、これ毎年交渉事ありますから、どういふテーマを持つて来年以降に臨もうとしているのか。今からテーマないとかぬと思うんですね。七月が操業期が終わると、八月から来年に向けていろいろまた協議に入るわけでしょう。どんなテーマ、翌年はあるんでしょか。

○副大臣(谷合正明君) 日台漁業交渉に関しまして、まずは交渉を受けての評価と、また次回の対応方針について、私の方から答弁をいたします。まず、これまで台湾漁船の操業によつて実質的に日本漁船が操業できなかった八重山北方三角水域におきまして、この度、日本漁船が操業できるようにするなど、日本漁船と台湾漁船とのトラブル防止に向けての一定の前進があつたものと受け止めております。これは、委員の方からもある程度前進というお言葉があつたとおりです。

他方で、台湾漁船の操業によつて操業機会が失われているという我が国漁業者の不満、特に地元の漁業者の不満が今日に至るまで十分には解消できていないということも認識をしております。

このため、試行的な操業ルールとした今漁期が七月末に終了後、速やかに台湾側と専門会議を開催し、来漁期以降は更に合理的な操業ルールとすることを目標として、引き続き徹底的に議論していくということにしております。

○儀間光男君 それはそれとおり理解できるのですが、何かテーマをお持ちですかと聞いたわけですが、操業ルールの方法を今年のテーマにして、去年は何かありますかね、終わつて、四月一日、おとといから新ルールでやるわけですね。来年は何かありますかね。

○政府参考人(長谷成人君) 委員からも御紹介いただきましたように、従来は時間で分けていた、すみ分けていたといひましようか、それで、トラブルが生じて実質的に日本船が操業できないということ、今回区域で分けたということでありまして、先ほども申し上げましたように、じゃ、どこで線を引くのか、境界線をですね、というところについて、必ずしも我が方の漁業者これで満足と、大満足ということではありませんので、この線引き辺りを今年の漁期の結果を踏まえた上で更に議論をしていくということが来年に向けた課題かというふうに思つております。

○儀間光男君 まあ、いいでしょう。どうぞしつかり、日本側が操業できなかった理由なども操業ルールの違いだけじゃないんですね。船舶の違い、乗組員の違い、いろいろあつて、協定があるはずの海域で危険であると、操業できない。こういう状況をつくるべきじゃないと思ひますから、私はそういうことを少し来年以降もつと深めて議論してみたらどうだろう、こういうふうに思ひます。今回のこと評価したいと、こう思ひます。

次に、これに関連しながら、水産庁は漁業取締り船を持つわけですが、去年から今年にかけて、東シナ海だけじゃないに、日本海からオホーツク、あるいは南太平洋、北太平洋、日本を取り巻く海峡、海域、ここに大きな不法操業あるいは北朝鮮の漁船などを見ると、たくさん日本海側沿岸に沈没船あるいは死体も入つてくるわけですから。尖閣や今言うあの辺の状況、あるいは大きな海峡を持つ水産庁の漁業取締り船、今、何杯、何隻持つて、何人が従事して、これだけ大きな海域で十分任務を果たされているのかどうか。この状態で、私、相当やっていると思ふんですが、努力は評価したいと思ひますが、これで十分ですかということをお聞きしたいと思ひます。

○政府参考人(長谷成人君) お答えいたします。まず、外国漁船の違法操業につきまして、水産庁の取締り船の体制でございます。官船、水産庁が持つております船が七隻、そして、民間船を用船、チャーターいたしましたして、公務員が、水産庁

の職員が取締官として乗る形の用船が三十七隻の合計四十四隻の漁業取締り船を違反操業が頻発する海域ですとか期間に派遣いたしまして、効率的かつ重点的な取締りを実施しているところであります。

そういう中で、今日、沖縄周辺の話出ておりますので、そこでの外国漁船の取締り実績をちょっと御紹介させていただきますと、平成三十一年度以降二十三隻、台湾船、中国船、韓国船とあるんですけれども、二十三隻の拿捕を行つてるところでございます。

我が国の領海と排他的経済水域合わせますと世界第六位の面積ということになります。日本の周辺水域に世界有数の広大な漁場が広がつておりまして、水産資源の管理を進めていく上でこの漁業取締りの実施というのは不可欠なこととございします。

そういう中で、近年、とくに我が国周辺水域で多数の外国漁船が操業しておりますので、違反防止や漁業取締りのため体制の強化に努めてきてるところであります。平成三十一年度時点では、官船六隻、用船三十二隻の合計三十八隻体制だったものが、現在は、先ほど申し上げましたように、官船七隻と用船三十七隻の四十四隻体制ということでございます。

そして、この間の人員の方になりますけれども、官船に乗っておりますのが、取締り官船に乗っております海事職の定員と用船に乗ります漁業監督指導官の定員、これ合わせた数字でいいますと、二十三年時点二百四十一人というレベルから、この間、現在に至るまで五十人以上の定員増ということで体制強化をしてきたところでございします。

加えまして、平成三十一年度予算におきまして漁業取締り船白嶺丸を代船するとともに、新たに漁業取締り船一隻を建造いたしましたして、それに加えて更に漁業取締り用船二隻を代船して外国漁船の違法操業対策の強化を図ることとしております。

水産庁といたしまして、限られた体制の中で漁業取締り船を違反操業が頻発する海域、期間に集中派遣するなど効果的な取締りを実施するとともに、必要な漁業取締り船の増隻、漁業監督官の増員等についても今後努めてまいる所存でございます。

○儀間光男君 多分そうだと思いますね。これだけの海域で四十四隻、官船が七隻というのはちよつと少ないと思いますよ。用船の乗組員も民間人ですか、民間人ね。これで何百名くらいおるんですか。

○政府参考人(長谷成人君) 約六百人ということでございます。

○儀間光男君 今、来年、官船一つ増やすというお話があったんですが、例えば、日本海側にたくさん北朝鮮の船が打ち上げられて、海上保安庁も領海を回りながら、あるいは皆さんの船も回りながら、あれを網に掛けなくて沿岸に皆打ち上げられたというあの海の状態を考えると、皆さん全然足りていないんじゃないかと思うんですね。あれだって危険なんです、あの海域で、日本漁船が出ていってね。北に南に危険な場所ばかりつくつちやありませんよ。

だから、僕が思うのは、あれだけの船が打ち上げられるのに海上保安庁の網にも掛からなかった、皆さんの船にも掛からなかった、どういふ状況だったかなと思うんです。どう感じますか。所見で、感じただけでいいです。

○政府参考人(長谷成人君) 官船と用船合わせて四十四隻と申し上げましたけれども、船でありますので、交代して出漁し仕事に当たるわけでありまして、一か所に例えば常時張り付けようとするば、大体考えとしては三隻ないと常時張り付けることができないというようなことでございます。四十四隻体制といつても、実際に海で、ある時点で張り付いている数というのは相当それより少ないということでもあります。そういう中でありますけれども、海上保安庁なども特に大和堆では昨年来連携特に強化いたしましたして、対応を進めてい

るところでございます。

○儀間光男君 なぜそんなことを聞くかということ、北朝鮮の状況をいろいろ考えてみたいんですが、松前の島に上陸しましたよね、八名でしたか、上陸した。僕は、少しうがった考え、危機感を持つての考えだと、あれ、工作員を北海道に入れて、その後方支援でわざわざ上陸して日本の警察の目を引いたんじゃないかということさえ疑いたくなるんですよ。だから皆さんのネットに掛からなかった、海上保安庁のネットに掛からなかった。掛からぬように行動しているんじゃないかというふうな気さえるんですが、心配のし過ぎですかね。御見解を。

嫌なことは答えぬでいいんですが、勝手に老婆心で心配しておきますから。でも、参考にはしていただきたいと思う、参考に。この意見を、こういう見解を参考に、これからのそれに当たっていただきたいと思ひます。

中国漁船の状況を今聞かせていただきたいんですが、時間が一分少々しかありませんので、今の現況だけお示ししたいと思ひます。中国漁船の動き、日中漁業協定など。

○政府参考人(長谷成人君) 協定につきましては、日中漁業協定に基づきまして日中漁業共同委員会というものを設けまして、中国船が日本水域に入る上での操業条件や操業ルールについて毎年協議を行っているところでございます。我が国水域での漁業秩序維持という観点で、協議についてはしっかりと対応していきたいというふうに思っております。

○委員長(岩井茂樹君) 時間が過ぎております。質疑をおまとめください。

○儀間光男君 中途半端になりましたが、しっかりと、期待しておりますから、頑張ってください。

ありがとうございます。終わります。

○森ゆうこ君 公文書の管理について伺います。財務省にも来ていただいておりますけれども、皆さんのお手元に資料をお配りいたしました。先

般お配りしたやつ次のステップでございます。

職員のIDを入れる、そしてパスワードを入れる、そうするとアクセスできる権限のある人だけ保存されている文書のあるところにたどり着きます。そして、いろいろツリーがあるんですけど、最後の小分類のところにいきますと、行政文書一覧というのが出ます。そして、そこをクリックしていくと、改ざんされていなければその原本がそのまま出るわけですが、その後、版数管理を押していくというところ、こういうふうな手順になってその内容が出てくるということでありまして、理財局長に伺いますが、この森友文書、財務省の電子決裁文書についての版数は幾つありますか。

○政府参考人(富山一成君) お答えをいたします。

本省の特例承認につきましては、一元的な文書管理システムを用いて電子決裁が行われているところでございます。同システムの上で更新履歴を確認することができま。

そこで、システム上で版数管理のページを確認いたしましたところ、本件特例承認の決裁文書の更新日時平成二十九年四月四日の一回のみでございます。委員御指摘の版数でございますが、書換え前の第一版と、この際に新たに登録された第二版のみが確認されたところでございます。

○森ゆうこ君 一番最後のその版数の画面に来ると二つしか載っていないということではよろしいですか、念のため。

○政府参考人(富山一成君) 第一版と第二版の二つのみが載っているということでございます。

○森ゆうこ君 それを私は、先週末、その画面だけを見させていただいたということでお邪魔をしたわけでございます。四時間お待ちしましたけれども、鍵を掛けられて見ることができません。今、二つ版数があるということで御説明をいただきましたが、見せてもらわないとやはり納得できません。この一年余り、財務省に対しては森友

学園問題、それから内閣府等に対しては加計学園問題、様々な文書を要求し、これがあるでしょうとピンポイントで指示をし、そして、ある、ない、やっぱりあった、やっぱりなかったというふうなやり取りを繰り返して、ようやく出てきていただいても、結局分かったことは偽物だったと、改ざんされていたということなんです。

だから、少なくとも、今お話があったように、これ履歴は残るんですね。何月何日何時何分というところで修正した履歴は残ります。だから、その画面を見せていただければ今の御説明、納得できるんです。だから、今の答弁自体が私は信用できないんです。だから、この画面だけを見ることにしましては、この一元的な文書管理システムを管理している総務省から何度も説明を受けましたし、マニュアルも全部いただきましたけれども、全くセキュリティ上問題はございません。

もう一回お邪魔させていただきますので。ただ、更新者の名前が出ることは確かなんです。だから、今の時点で、実際にアクセス、ログインして改ざんを実際に行った人の名前が出てしまふので、これは、今の時点では一人だけ名前が出るのは本当に気の毒ですので、ここは画面が出たらそこに附箋をさせていただいていいんです、附箋を画面のところに。それで見せていただければいい。見ないことに私はもう納得できません、何回も偽物つかまされているので。ちよつと表現があれですけど。信用できないんですよ、申し訳ないです。

次長、お邪魔します。で、どなたのパソコンでもよろしいですから、この画面を見せていただかせんか。つまり、行政文書資料構成というところをまず見せていただくと、そうすると版数管理のボタンがありますから、そこをぽちと押すと、今の御答弁が正しければ版数が二つ出てくるということなので、ここを見させていただきたいと思ひます。いかがですか。

○政府参考人(富山一成君) お答えをいたします。

委員の御指摘の中で信用できないという御発言もございました。そういった意味で、我々、実際に書換えというところを行っていたという事実確認を三月十二日にしまして、国会にも御報告をしているという状況でございます。そういった意味で、書換えをしているということを踏まえますと、なかなか我々が申し上げることは信用していただけないんじゃないかというふうに、それは我々もそういった御指摘は当然あり得るというふうに考えております。

ただ、今ほど版数二つですと申し上げた件、あるいは四月四日のみですといったことについては、これは国会の答弁の場でございますので、その点については、我々、十分な確認をした上で財務省としてお答えをしているということであります。

それから、財務省への来訪というお申出、もう一回また今日もいただいたところでございますが、委員の方からはその当該画面の個人情報情報は附箋を貼つてというふうなお話もございましたけれども、大変恐縮でございますが、これは担当は国有財産業務課という課で、かなりの大部屋であります。職員数も、前回申し上げましたように、課長以下、機密定員ベースで三十一名おります。それぞれの係がそれぞれの業務を行っております。

その上で、先般金曜日に先生方、結局、国会議員の先生四名、それからマスコミの報道の方も一緒にいられて執務室の前まで来られたと、そういう状況でありました。そういった意味で、当該画面の個人情報云々ということだけではなくて、ほかの業務も業務課の職員が行っております。そういった中で、個人情報保護といったような意味でも他の業務の部分でもございます。そういった意味で、大変恐縮でございますけれども、御来訪いただいても同様の対応しきれないというふうには信用できないという御指摘は十分受け止めさせていただきますが、是非その点を御理解いただきたいというふうに思っております。

○森ゆうこ君 いや、御理解できません。

偽物だ、ないかということで、その根拠となるものを示した。それでもこんな大量の、一人当たりですよ、偽物の決裁文書を三月八日に配ったんですよ、改めて。もう三月二日に報道があり、その前から我々いろんなことを指摘している。それに対してううとうそをつき続けて、都合、だから私、あれ三種類あるんですよ、三種類。それぞれ少しづつ違うんですよ、決裁文書のコピーが三種類もあるんですよ。そういう状況の中で今の答弁信じると言ったら、この間、予算委員会でも太田理財局長は、この電子決裁文書に関して私が予算委員会でも質問したときに、まあその前も共産党の辰巳先生の質問に対しても、コンピュータの中がぐちゃぐちゃでよく分からない状態なんです。ぐちゃぐちゃになるわけじゃないんですよ、これを整理するためのものですから。だから、今の答弁を信じると言われても、もう信じられないんですよ。

画面見せてくれれば、分かりましたと帰りますよ。私、全部調べていますから、このシステムがどうなっているのか。ここまで調べているんですよ、ここまでピンポイントに言っているんですよ、何で見せられないんですか。見せてください。見せてください、これだけ。お願いします。○政府参考人(富山一成君) お答えをいたします。

委員の今御質問の冒頭にございました三月八日の件でございますが、三月八日にはこれは参議院の予算委員会の理事会に提出したものでございますけれども、こちらについては党の国対の方からの御指示がございまして、その今現在近畿財務局にあるコピーを全て出せという御指示でございましたので、そういった対応を取らせていただいたものでございます。我々としては、その週もまさに書換え前のものがあつたのではないかと調査を悉行的に行っている状況、十二日の月曜日に国会に全体を御報告させていただいたというものでございます。

それから、再度財務省への御来訪の件がございましたけれども、先ほど申し上げたような状況でございます。やはり、国有財産業務課全体の業務の円滑な遂行ということもございまして、御理解のほどお願いいたします。

○森ゆうこ君 いや、驚きましたね。偽物と分かっていて、国会の御要請だからあんな大量のコピーをもう一回配った、まだこんなことを言っているんですよ。まあ財務大臣自身がTPPの方が自体間違っていますよ。全然次元の違う話で、お邪魔させていただきますので、見せてください。今の答弁が本物の答弁だということを証明するために見せていただきたいと思ひます。

それで、農水大臣、先ほど興味深い御答弁を伺いました。大学で留学されていたときに、キューバ危機のときのケネディの録音テープ、肉声、そのときのことを聞かれたと、授業で。

そして、今「ペンタゴン・ペーパーズ」という映画が封切られて非常に話題になっているんです。私も是非見に行きたいと思っているんですが、うち、スタッフは見に行つたんですけれども、去年の加計学園の問題をやつていときの攻防を思い出すと、七千枚のペンタゴン・ペーパーズ、私が今治市民から提供された今治市の情報公開資料も約七千枚、七千八百枚でした。

でも、いいですね。隠蔽していたことは良くないんだけど、いろんな情報を、ベトナム戦争とかの実態、分析、きちつとやつていのにそれを国民に知らせなかつたということは問題なんだけど、でも、まだいいですよ。四十年たつて二〇一年になつて公開されたわけですよ。今の日本だったらペンタゴン・ペーパーズなんて出てきませんよ。だって改ざんするんですよ。削除しちゃうんですよ。そういう状態なんですよ。でも、自民党の先生はなかなか協力してくれないんですよ、いろんなこと。

大臣、どうお考えですか。これから次へと、防衛省だったり、この際出しちゃえということ

で、何か毎日、日替わりで、もう驚きもしない、日報が出てきたとか。それからちよつと分らないのは、何か防衛省の二種類あるという話、改ざんの疑いを指摘されて、その答えは二種類ありました。もう全然信用できないんですけど、農林水産省の管理の決裁文書、本当改ざんありませんか。

それから、新しい公文書の管理のガイドライン、評価すべき点もありますけれども、でもこれ、恣意的に、そもそもペンタゴン・ペーパーズにならずに、都合のいい情報だけ、都合の悪いところ全部カットしてそもそも作られてしまうんじゃないかというようなガイドラインだと私は思ふんですけれども、大臣の御見解はいかがでしょう。

○国務大臣(齋藤健君) 私は、政府全体としてこのガイドラインに基づいて各省管理規定を作つて肅々とやつていくことなので、私はこれ徹底して農林省ではこのガイドラインに基づいた管理規定に基づいてやつていきたいと思ひます。

やや個人的なことを申し上げますと、やはりアメリカもきちんと記録を残した上で、公開できないものではないと、だけれどきちんと残すという姿勢というのは正しい姿勢なんじゃないかなと思ひております。例えば私も大臣室でかんかんがくがくやります。でも、これを全部すぐ公開するということになりますと、いろんな点でむしろ国益を損なうこともあるかと思ひます。例えば、アメリカにこうしようなんということを全部出ちゃえば、次の交渉で支障が出るということも当然あるわけでありまして、きちんと文書は管理した上で、出せるものを出せないものはきちんと線引きをして、残すべきものは残すというのが私は基本的な考えで、それを二十年後、三十年後に支障がなくなつた段階できちんと検証するというのがあるべき姿ではないかと個人的には思ひております。

○森ゆうこ君 農水省の改ざんの可能性について

証制度があることも中小事業者にとってはとても大きな負担だと思います。先日は中国が国を挙げて認証を進めているとお話ししましたが、ほかに、オーストラリアでは牛肉、羊の肉の認証の法制化に取り組んでいたり、鶏肉、牛肉の中東向け輸出大国であるブラジルや米国でも今後取組の強化が予想されています。

水産品を中心に是非輸出、そして国内での外国人の消費拡大に結び付く取組を中小零細事業者への配慮を忘れずにしっかり取り組んでいただきたいと思っておりますので、大臣、御決意をよろしく願います。

○国務大臣(齋藤健君) ムスリム、イスラム教徒の人口は世界の約四分の一を占めるということで、更に今後増加をするということでありますので、ここをターゲットにした輸出促進というのは極めて重要だろうというふうに思っております。また、インバウンドでも当然ありますので、輸出だけでなくそちらへの対応もやっていかなければいけないと思っております。

今、輸出拡大等のアウトバウンドの対応としては御説明をさせていただきましたし、それに加えて、例えば強い農業づくり交付金ですとか、あるいは農畜産物輸出拡大施設整備事業で食肉施設の整備への支援というもののハラル対応の場合でできることになっておりますし、また、インバウンドとしては、飲食事業者に対して一般的なムスリム対応のガイドブックみたいなものを配布したりセミナーを行っているところではありますが、いずれにいたしまして、これから大変重要な政策課題だと思っておりますので、中小にも配慮しながら進めていきたいと考えております。

○川田龍平君 是非、中小零細企業に配慮して進めていただきたいと思っております。

次に、先日、質疑の途中で終わってしまいました山形県最上小国川の天然アユと穴空きダムの件について伺います。

まずは前回の答弁の再確認をさせていただきます。二〇〇一年の漁業法改正にもかかわらず、漁業補

償においては内水面であつても海面であつても同様に組合員の同意を得ることが望ましいということとよろしいですね。

○政府参考人(長谷成人君) 漁業補償については関係者間の契約であり、一般論で申し上げることになりますけれども、関係漁業者の同意の範囲に閉じまはしては、内水面についても海面と考え方は同様であると考えております。

すなわち、いわゆる漁業補償の一形態として、個々の組合員に損害賠償請求権が発生する場合において、漁業協同組合がその当該組合員に代わって当該損害賠償の請求並びに賠償金の受領及び配分の事務を行うには当該組合員の委任が必要であるということ。一方、組合が有する漁業権の変更等に伴いまして、組合自らが補償交渉の当事者となる場合においても、漁業を営んでいる組合員が当該漁業権の変更等により影響を受ける場合には、組合の運営が円滑に実施されるためには、漁業補償契約の締結及び補償金の配分に当たっては、組合は当該漁業権の変更等により影響を受けることになる組合員の同意を事前に取っておくことが望ましいというふうに考えているところでございます。

○川田龍平君 この山形県は、最上小国川の漁業権の付与を盾にして、公益性の担保を求めて、公益とは何かを明言せずに、それまで漁協でダム反対を決議して八年間協議に参加してこなかった沼沢前組合長に対してダム協議に参加することを強要する実態があったと聞いています。それは二〇一三年の十二月十八日の山形新聞の一面でも報道されており、このような県の強行的な、強権的な姿勢が沼沢前組合長を自殺に追い込んだと言えるのではないのでしょうか。

このように、漁業権の付与を盾にして、公益とは何かを明言しないまま、貴重なアユ資源を失いかねないダムを漁協に強要した行政の姿勢に対して、水産庁はどのような見解をお持ちでしょうか。

○政府参考人(長谷成人君) 漁業法の十一條にな

りますけれども、漁業上の総合利用を図り、漁業生産力を維持発展させるためには漁業権の内容たる漁業の免許をする必要があり、かつ、当該漁業の免許をしても漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認めるときに、漁場計画を策定し、漁業権を付与するという規定になっております。

一般論として申し上げることにありますけれども、この場合の公益とは、免許する必要がある漁業権を排斥し得るものとして限定的に解するべきものでありまして、その範囲として、例示でありますけれども、船舶の航行、停泊、係留、水底電線の敷設に加えまして、土地収用に関する特別法などによりまして土地を収用、使用できる事業、港湾施設とか漁港施設等の用に供する場合などが該当するというところで、水産庁として、各県に対して、技術的な助言ということになりますけれども、しているところでございます。

○川田龍平君 この近畿大学農学部の有路昌彦教授は、最上小国川でのアユ釣り客による経済効果は年二十二億円に達すると試算しています。最上小国川における全国に先駆けた自県産のアユを親とした種苗生産をどのように評価していますでしょうか。

○政府参考人(長谷成人君) 水産庁といたしましては、可能な限り遺伝的多様性を維持した資源の増殖を推進することが重要であると考えております。これまでも在来種の繁殖保護に留意するよう都道府県に対して助言をしてきたところであります。

山形県の最上小国川では、自県産のアユを親として生産された種苗の放流が行われていると承知しております。こうした取組は在来種の繁殖保護に留意したものと評価しておりまして、放流に当たっては今後とも自県産のアユを親とした種苗により行われることを期待しているところでございます。

○川田龍平君 ありがとうございます。

農水省がこの亡き組合長がつくり上げた最上小国川の自県産のアユを親とした種苗生産を多様性

の観点からも高く評価されていることがよく分かりました。

ダム建設を進める県は、流水型ダム、いわゆる穴空きダムは環境に与える影響は著しく小さいと言っていますが、まだ全国でも例が少なく、この全国的にも貴重な清流を実験台に使うことは問題ではないのでしょうか。穴空きダムによる最上小国川における漁業権魚種、とりわけアユの漁獲への悪影響について水産庁の見解を求めます。

○政府参考人(長谷成人君) 最上小国川ダム建設に当たりまして、山形県がダム建設予定地周辺及び最上小国川の環境保全を図るために、魚類や環境等の学識経験者及び地元代表をメンバーとする最上小国川流域環境保全協議会というものを設置しておりまして、県によれば、流域の環境保全に関する協議会での慎重な審議の結果、アユへの影響はほとんどないとの報告をいただきましたと聞いております。

県によりまして、漁協のアユの漁獲量は、ダム本体工事着工前の平成二十六年二十二万四千トンであったんですけれども、着工後の二十七年年度には二十三万九千トンと、着工前の平成二十六年年度より若干減少したものの、二十八年年度には二十九万四千トンと、二十六年より増加しております。二十九年度も上回る見込みというふうに私どもは聞いております。

水産庁としては、引き続き、小国川のアユへの影響については注視してまいりたいと考えております。

○川田龍平君 この最上小国川流域環境保全協議会での環境影響調査の報告に対して、現地踏査されたアユ生態学の権威、川那部浩哉京都大学名誉教授ら四名の生態学者が、アユそのものの生態学見地からの調査が全く行われておらず論外であるという申入れを二〇一四年の八月に行っています。例えば、ダムによるピークカットのために河床の攪拌頻度、強度が低下することで起こり得るアユ及びアユ漁への影響に関しては全く検討されていないとのことですが、水産庁の見解を求めま

す。

○政府参考人(長谷成人君) 流域環境保全協議会による調査では、ふちやとろでの調査が抜けているのではないかと指摘があることについては承知しておりますけれども、県によりまして、アユの主な餌場は川の中で速い流れのある瀬と言われる部分であつて、とろですとかふちと呼ばれる水の流れの緩やかな箇所は、川の底に砂が堆積しているとか、れきと呼ばれる小石が存在する場合であつても、そのれきの直径が小さくて餌場には適していないものであるのは一般的に知られていてと判断して平瀬と早瀬を調査している、とろやふちの調査は実施していないというふう聞いています。

○川田龍平君 国交省が造った青森県岩木川の津軽ダムでは、きちんとアユの専門家も委員に加えて、アユそのものの生態学見地からの調査が行われたと聞いていますが、最上小国川における調査と比べ津軽ダムではどのような体制でどのような調査を行ったのでしょうか。国交省、お願いいたします。

○政府参考人(清瀬和彦君) お答えいたします。最上小国川ダムの建設に当たりましては、先ほどお話がありましたように、実施主体である山形県が平成二十一年に最上小国川流域環境保全協議会を設置しまして、流域における植物、魚類等の自然環境の調査及び保全対策について審議をし、アユの餌となる藻類の付着等に対してダムの影響はほとんどないというふうな趣旨の中間取りまとめを行ったというふうに聞いてございます。

最上小国川流域環境保全協議会における検討に對しまして、市民団体等から洪水調節における藻類への影響などを懸念する御意見をいただいておりますけれども、山形県におきまして調査を継続して行っており、必要に応じ協議会に調査結果を諮っていくものというふうに聞いてございます。

今ほど先生から津軽ダムのお話ございましたけれども、津軽ダムにつきましては、平成二十八年年度に建設を完了いたしました青森県岩木川の洪

水調節及び利水を目的とした直轄ダムでございます。最上小国川ダムと津軽川ダムでは、ダムの規模、またダムの形式も異なるために必ずしも同一の調査内容ではございませんけれども、津軽ダムの建設に当たりましては必要な環境調査を行った上で学識経験者等の意見も聴きながら事業を進めてまいりました。

ダム建設に当たりましては、一般に各ダムの特性に応じまして必要な調査を行うとともに、学識経験者等の意見も聴きながら事業を進めておるところでございます。国土交通省といたしましては、最上小国川ダムにつきましても、事業主体である山形県に對しまして、引き続き必要な調査を行いながら適切に事業を進めるよう指導してまいりたいと思っております。

○川田龍平君 公有水面埋立法では、国土交通大臣が認可を行う際に環境大臣の意見を求めることとなっております。同様に、水産資源を取り巻く近年の厳しい諸情勢を鑑みれば、私はもつと水産庁が開発行為に意見することがきちんと法制化されてもよいのではないかと感じます。

実験台に使われてしまう小国川の清流や天然アユの貴重な資源が今後どのように変化していくのか、水産庁にもしっかりと監視していただきたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

○政府参考人(長谷成人君) 先ほど申し上げましたように、小国川のアユの動向については注視していきたいというふうに思っております。

また、一方、平成二十六年に内水面漁業振興法というものができております。その中で、国及び地方公共団体が実施するその水産資源の回復と漁場環境の再生等を行うことになっておりまして、水産庁としては、内水面漁業者等が行う取組に對して支援を行っているところでございます。また、同法におきまして、都道府県、内水面漁協、そして河川管理者等が内水面における漁場環境の再生等に関し必要な措置について協議を行うための協議会制度というものが設けられております。

今後とも、これらの取組を通じまして、内水面水産資源の回復ですとか漁場環境の再生が図られるよう、関係省庁や都道府県と連携してしっかりと取り組んでまいりたいと思ひます。

○川田龍平君 前回もお話ししましたように、熊本県の荒瀬ダムの例もあります。やはりこのダムを撤去して自然を回復させるということも、これ公共事業だと思ひますけれども、是非しっかりとっていただきたいと思ひます。

農水省は和食がユネスコ無形文化遺産に登録されたアビールをしていますし、また、アユについては長良川のアユが世界農業遺産として認定も受けています。ダムによる治水は、これはもう時代遅れだと私は思ひます。今だけ、金だけ、自分だけの開発で貴重な水産資源、多様な生態系がこれ以上失われることはあつてはならないと思ひます。

この最上小国川ダムは、着工されたといへ、ダム撤回に向けた今も反対運動は根強くありますので、貴重な水産資源、そして日本の食文化を守るためにも、農水省にも是非他人任せにせず頑張ってくださいとエールを送ります。

最後に大臣、この件について、大臣からもうこういって農林水産省として是非この水産資源の確保、日本の食文化を守るために一言いただきたいと思ひます。

○国務大臣(齋藤健君) 日本食文化やそういう貴重な日本の水産資源を守るといふことは当然のことだと思ひます。ダムの建設においてどういふことができるかというのは個々のケースにもよるんだらうと思ひますが、基本的考え方はそういうことで対応していきたいと思ひます。

○川田龍平君 是非、もつと農林水産省、水産庁として、これ今まで、特に一九九九年の地方分権、地方自治といったところで、かなり水産庁のそういった管轄が地方に移管したことによって、この漁業資源が様々もう今問題になっているような状況になっているのではないかと私は思ひます。

りますので、是非、国としての公益の管理という、公益を守るということをやつたり是非水産庁として取り組めるように、これから私も議員立法など、議員としてしっかりと取り組んでいきたいと思ひます。

次に、これも前回の続きですが、水産加工業における人手不足解消のために、定年後のＵターン、Ｉターン人材を繁忙期に一時的に受け入れる方策について、これ農水省でも使えるメニューが余りないということでしたが、各関係各省に使えるメニュー、どのようなものがあるか、国土交通省、それから総務省に伺いたいと思ひます。

○政府参考人(山口敏彦君) お答えいたします。国土交通省では空き家対策というのを行つていくところでございますけれども、空き家対策につきましては、地域における空き家の活用ということで、空き家対策総合支援事業等によりまして、地方公共団体が作成する空き家等対策計画に基づく地域の活性化に資する事業につきまして、空き家の改修費等に対する支援を行っているところでございます。

御提案の内容に類するものとして、空き家を改修して農業や田舎暮らしの体験交流施設として整備している事例や、町が空き家を借り受けて改修を行い、Ｉターン世帯向けの公的賃貸住宅として活用している事例などがございます。

国土交通省といたしましては、引き続き、地方公共団体の御要望を踏まえまして適切に対応してまいりたいと考えてございます。

○政府参考人(池田憲治君) お答え申し上げます。

総務省におきまして、地方への人の流れをつくるという観点から、ふるさとワーキングホリデーという事業を実施しております。

これは、都市部の若者などが一定期間地域に滞在して、働きながら地域の暮らしを体感する機会を提供する、そういった地方公共団体への取組を支援するものでございまして、地域の活力向上に資するとともに、将来的な地方移住を掘り起こし

ていこうとするものでございます。

この事業、委員が御指摘ございましたUターン、Iターン人材を繁忙期に一時的に農山漁村で受け入れる取組に活用できるものと考えておりまして、今後とも地域や参加者のニーズを踏まえながらあるとワーキングホリデーの取組が広がりますよう積極的に努めてまいります。

○委員長(岩井茂樹君) 時間が過ぎております。質疑をおまとめください。

○川田龍平君 繁忙期の深刻な人材不足は水産加工業にとどまらず、農山漁村に、産業全般に言えることだと思っておりますので、次回もまた質問したいと思っております。ありがとうございます。

○委員長(岩井茂樹君) 本日の調査はこの程度にとどめます。

○委員長(岩井茂樹君) 次に、都市農地の貸借の円滑化に関する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。齋藤農林水産大臣。

○国務大臣(齋藤健君) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

都市農業は、都市住民に地域産の新鮮な農産物を供給するとともに、都市住民が身近に農作業に親しむ場の提供、都市住民の農業に対する理解の醸成等多様な機能を有しています。こうした機能を将来にわたって適切かつ十分に発揮させるためには、都市農業者により都市農地の有効な活用を図ることが不可欠であります。

他方、農業従事者の減少や高齢化が進展する中、都市農地の所有者だけでなく、都市農業に取り組む意欲のある者により、都市農地が有効に活用されることも重要であります。

こうした状況を踏まえ、都市農業に取り組む意欲のある者に対し、都市農地の貸借の円滑化のための措置を講ずることにより、都市農地の有効な活用を図り、都市農業の健全な発展に寄与するとともに、都市農業の有する機能の発揮を通じて都

市住民の生活の向上に資することを目的として、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして、御説明申し上げます。

第一に、自らの耕作の事業の用に供するための都市農地の貸借の円滑化に関する措置であります。都市農地において取り組む耕作の事業の内容等を記載した計画について、都市農業の有する機能の発揮に特に資するものとして定める基準に適合する等により市町村長が認定した場合に、賃借権等が設定される制度を創設することとしております。

また、当該賃借権等の設定については、農地法に基づく農業委員会の許可や法定更新の適用等が除外されることとしており、都市農地の貸借が円滑に行われるようにすることとしております。

第二に、都市農地を市民農園の開設に必要な特定都市農地貸付けの用に供するための貸借の円滑化に関する措置であります。市民農園を開設するため都市農地を借り受けようとする者は、現行の特定農地貸付けのように地方公共団体を經由して借り受けなくても、農地所有者から直接借り受けすることができるとしてあります。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(岩井茂樹君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十九分散会

四月二日本委員会に左の案件が付託された。

一、都市農地の貸借の円滑化に関する法律案

都市農地の貸借の円滑化に関する法律案

都市農地の貸借の円滑化に関する法律

目次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 都市農地の貸借の円滑化のための措置

第一節 自らの耕作の事業の用に供するための都市農地の貸借の円滑化(第四条—第九条)

第二節 特定都市農地貸付けの用に供するための都市農地の貸借の円滑化(第十条—第十二条)

第三章 雑則(第十三条—第十六条)

第四章 罰則(第十七条—第十八条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、都市農地の貸借の円滑化のための措置を講ずることにより、都市農地の有効な活用を図り、もって都市農業の健全な発展に寄与するとともに、都市農業の有する機能の発揮を通じて都市住民の生活の向上に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいう。

2 この法律において「都市農地」とは、生産緑地法(昭和四十九年法律第六十八号)第三条第一項の規定により定められた生産緑地地区の区域内の農地をいう。

3 この法律において「都市農業」とは、都市農地において行われる耕作の事業をいう。

(基本理念)

第三条 都市農地の貸借の円滑化のための措置は、都市農地が自ら耕作の事業を行う者又は第十条に規定する特定都市農地貸付けを行う者により有効に活用され、都市農業の安定的な継続が図られることを旨として、講ぜられなければならない。

第二章 都市農地の貸借の円滑化のための措置

第一節 自らの耕作の事業の用に供する

ための都市農地の貸借の円滑化

(事業計画の認定)

第四条 都市農地を自らの耕作の事業の用に供するため当該都市農地の所有者から当該都市農地について賃借権又は使用貸借による権利(以下「賃借権等」という。)の設定を受けようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、農林水産省令で定めるところにより、当該賃借権等の設定に係る都市農地における耕作の事業に関する計画(以下「事業計画」という。)を作成し、これを当該都市農地の所在地を管轄する市町村(第十四条を除き、以下単に「市町村」という。)の長(同条を除き、以下単に「市町村長」という。)に提出して、その認定を受けることができる。

2 事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 賃借権等の設定を受ける都市農地の所在、地番、地目及び面積

三 前号の都市農地の所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

四 設定を受ける賃借権等の種類、始期及び存続期間

五 第二号の都市農地における耕作の事業の内容

六 その他農林水産省令で定める事項

3 市町村長は、第一項の認定の申請があつた場合において、その事業計画が次の各号に掲げる要件の全て(当該申請に係る都市農地(以下この項において「申請都市農地」という。))について農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)第十一条の五十第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定により農業の経営を行うため賃借権等の設定を受ける農業協同組合及び農業協同組合連合会その他政令で定める者(第七条第一項において「農業経営組合等」という。)の申請に係

る事業計画にあつては第一号に掲げる要件、申請都市農地について賃借権等の設定を受けた後において行ふ耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる者及び農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第三項に規定する農地所有適格法人(第七条第一項において「農作業常時従事者等」という。)の申請に係る事業計画にあつては第一号から第三号までに掲げる要件の全てに該当するものであるときは、農業委員会の決定を経て、その認定をするものとする。ただし、農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村(第七条第二項ただし書において単に「農業委員会を置かない市町村」という。)にあつては、農業委員会の決定を経ることを要しない。

一 申請都市農地における耕作の事業の内容が、都市農業の有する機能の發揮に特に資するものとして農林水産省令で定める基準に適合していると認められること。

二 申請都市農地における耕作の事業により、周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないと認められること。

三 申請者が、申請都市農地について賃借権等の設定を受けた後において、その耕作の事業の用に供すべき農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること。

四 申請者が事業計画に従つて耕作の事業を行つていないと認められる場合に賃貸借又は使用貸借(第七条第三項において「賃貸借等」という。)の解除をする旨の条件が、書面による契約において付されていること。

五 申請者が、申請都市農地について賃借権等の設定を受けた後において、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

六 申請者が法人である場合には、申請都市農地について賃借権等の設定を受けた後において、当該法人の業務執行役員等(農地法第三条第三項第三号に規定する業務執行役員等という。第七条第一項第五号において同じ。)のうち一人以上の者が当該法人の行う耕作の事業に常時従事すると認められること。

(認定都市農地の利用状況の報告)

第五条 事業計画につき前条第一項の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、農林水産省令で定めるところにより、毎年、当該認定に係る都市農地(以下「認定都市農地」という。)の利用状況について、市町村長に報告しなければならない。

(事業計画の変更)

第六条 認定事業者は、第四条第一項の認定を受けた事業計画を変更しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、市町村長の認定を受けなければならない。ただし、農林水産省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 認定事業者は、前項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。

3 第四条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

(認定の取消し等)

第七条 市町村長は、次の各号のいずれか(農業経営組合等にあつては第一号、農作業常時従事者等にあつては同号から第三号までのいずれか)に該当すると認める場合には、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

一 認定事業者が、第四条第一項の認定を受けた事業計画(前条第一項の認定又は同条第二項の規定による届出があつたときは、その変更後のもの。以下「認定事業計画」という。)に従つて耕作の事業を行っていないとき。

二 認定事業者が認定都市農地において行う耕

作の事業により、周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

三 認定事業者が、耕作の事業の用に供すべき農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行っていないとき。

四 認定事業者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないとき。

五 認定事業者が法人である場合には、当該法人の業務執行役員等のいずれもが当該法人の行う耕作の事業に常時従事していないとき。

2 市町村長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、第四条第一項の認定を取り消すことができる。ただし、農業委員会を置かない市町村にあつては、農業委員会の決定を経ることを要しない。

一 偽りその他不正の手段により、事業計画につき第四条第一項又は前条第一項の認定を受けたとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 前項の規定による勧告を受けた場合において、当該勧告に従わなかったとき。

3 市町村は、第四条第三項第四号に規定する条件に基づき賃貸借等が解除された場合又は前項の規定により同条第一項の認定を取り消した場合に、当該解除又は取消しに係る都市農地の所有者に対し、当該都市農地についての賃借権等の設定に関し、あつせんその他の必要な援助を行うものとする。

(農地法の特例)

第八条 認定事業計画に従つて認定都市農地について賃借権等が設定される場合には、農地法第三条第一項本文の規定は、適用しない。

2 認定事業計画に従つて認定都市農地について設定された賃借権に係る賃貸借については、農地法第十七条本文の規定は、適用しない。

3 認定事業計画に従つて認定都市農地について設定された賃借権に係る賃貸借の解除が、第四条第三項第四号に規定する条件に基づき行われる場合であつて、農林水産省令で定めるところによりあらかじめ市町村長に届け出て行われるときは、農地法第十八条第一項本文の規定は、適用しない。

4 第四条第三項第四号に規定する条件については、農地法第十八条第八項の規定は、適用しない。

(報告徴収及び立入検査)

第九条 市町村長は、この節の規定の施行に必要な限度において、認定事業者に対し、当該認定事業者の行う耕作の事業の実施状況について報告を求めることができる。

2 市町村長は、この節の規定の施行に必要な限度において、その職員に、認定都市農地、認定事業者の事務所その他の必要な場所に立ち入り、当該認定事業者の行う耕作の事業の実施状況若しくは帳簿、書類その他の物件について検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第二項の規定による立入検査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第二節 特定都市農地貸付けの用に供するための都市農地の賃借の円滑化

化

(定義)

第十条 この節において「特定都市農地貸付け」とは、都市農地についての賃借権等の設定(第二号において「都市農地貸付け」という。)で、次に掲げる要件に該当するものをいう。

一 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に關する法律(平成元年法律第五十八号。以下「特定農地貸付法」という。)(第二条第二項第一

号から第三号までに掲げる要件

二 地方公共団体及び農業協同組合以外の者が都市農地の所有者から前号に掲げる要件に該当する都市農地貸付けの用に供すべきものとしてされる賃借権等の設定を受けている都市農地（地方公共団体及び農業協同組合以外の者が次に掲げる事項を内容とする協定を都市農地の所有者及び市町村と締結しているものに限る。）に係るものであること。

イ 地方公共団体及び農業協同組合以外の者が都市農地を適切に利用していいと認められる場合に市町村が協定を廃止する旨の次条において準用する特定農地貸付法（以下「準用特定農地貸付法」という。）第三

条第三項の承認を取り消した場合又は協定を廃止した場合に市町村が講ずべき措置ハ その他都市農地貸付けの実施に当たって合意しておくべきものとして農林水産省令で定める事項

（特定農地貸付法の準用）
第十一条 特定農地貸付法第三条及び第六条の規定は、特定都市農地貸付けについて準用する。この場合において、特定農地貸付法第三条第一項中「（地方公共団体及び農業協同組合以外の者にあつては、貸付規程及び貸付協定）」とあるのは「及び都市農地の賃借の円滑化に関する法律（平成三十年法律第 号）第十条第二号に規定する協定」と、特定農地貸付法第六条中「特定承認農地について」とあるのは「都市農地の賃借の円滑化に関する法律第十二条第二項に規定する承認都市農地について」と、「第二条第二項第五号ロに該当する農地にあつては、当該農地について対象農地貸付けを行った地方公共団体、農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構」を当該特定承認農地」とあるのは「を当該承認都市農地」と読み替えるものとする。

（農地法の特例）
第十二条 準用特定農地貸付法第三条第三項の承認を受けた者が、当該承認に係る都市農地につ

いて、特定都市農地貸付けの用に供するため賃借権等の設定を受ける場合及び特定都市農地貸付けによつて賃借権等を設定する場合には、農地法第三条第一項本文の規定は、適用しない。

2 準用特定農地貸付法第三条第三項の承認を受けた者が特定都市農地貸付けの用に供するため賃借権等の設定を受けている都市農地（以下「承認都市農地」という。）の賃借借については、農地法第十六条、第十七条本文、第十八条第一項本文、第七項及び第八項並びに第二十一条の規定は、適用しない。

3 承認都市農地の借賃については、農地法第二十条の規定は、適用しない。

4 承認都市農地の利用関係の紛争については、農地法第二十五条から第二十九条までの規定は、適用しない。

第三章 雑則

（援助）

第十三条 市町村は、認定事業計画に従つて行われる耕作の事業又は承認都市農地について行われる第十条に規定する特定都市農地貸付けの実施に必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めるものとする。

2 市町村は、都市農地について賃借権等の設定を受けようとする者からあつせんその他の援助を求められた場合には、これに応ずるよう努めるものとする。

（特別区等の特例）

第十四条 この法律及び準用特定農地貸付法第三条第一項中市町村又は市町村長に関する規定は、特別区のある地にあつては、特別区又は特別区の区長に適用する。

2 第四条第三項ただし書及び第七条第二項ただし書並びに準用特定農地貸付法第三条第一項中市町村又は市町村長に関する規定は、地方自治法昭和二十二年法律第六十七号（第二百五十二条の十九第一項の指定都市（農業委員会等に関する法律第四十一条第二項の規定により区（総合区を含む。以下この項において同じ。）ごとに

農業委員会を置かないこととされたものを除く。）にあつては、区又は区長、総合区長を含む。）に適用する。この場合において、これらの市町村又は市町村長に関する規定の適用に關し必要な読替えその他の必要な事項は、政令で定める。

（事務の区分）

第十五条 第四条第一項、第五条、第六条第一項及び第二項、第七条、第八条第三項並びに第九条第一項及び第二項並びに準用特定農地貸付法第三条第一項及び第三項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（農林水産省令への委任）

第十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、農林水産省令で定める。

第四章 罰則

第十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 偽りその他の不正の手段により、事業計画につき第四条第一項又は第六条第一項の認定を受けた者

二 第九条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第九条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（地方自治法の一部改正）

第三条 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

都市農地の賃借の円滑化に関する法律（平成三十年法律第 号）	第四条第一項、第五項、第六項第一項及び第二項、第七項、第八項第三項並びに第九項第一項及び第二項並びに準用特定農地貸付法第三条第一項及び第三項の規定により市町村が処理することとされている事務
-------------------------------	--

（市民農園整備促進法の一部改正）

第四条 市民農園整備促進法（平成二年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号イ中「（という。）」の下に「又は都市農地の賃借の円滑化に関する法律（平成三十年法律第 号）第十条に規定する特定都市農地貸付け（第十一条第一項において「特

定都市農地貸付け」という。）を加える。

第十一条第一項中「に係る特定農地貸付け」の下に「又は特定都市農地貸付け」を、「第三条第三項」の下に「（都市農地の賃借の円滑化に関する法律第十一条において準用する場合を含む。）」を加える。

平成三十年四月二十日印刷

平成三十年四月二十三日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

〇